

おらほの納税教室

医療費控除を受ける人へ

平成29年分確定申告および平成30年度町県民税申告から医療費の領収書の添付・提示が不要になります（医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署または町から求められたときは、提示・提出しなければなりません）。

今後は、医療費の領収書に替えて、個人で作成した医療費明細書の提出および健康保険組合からの医療費通知の添付・提示が必要です。明細書の用紙は個人で作成するか、国税庁のホームページからダウンロードできます（町民税務課および歌津総合支所でも配布します）。

※平成29年分確定申告において、前年分の医療費通知が確定申告の当日までに送付されていない場合、送付されていない分の医療費の額などを明細書に記載して提出してください（記載した医療費の領収書を添付・提示する必要があります）。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付・提示により医療費控除を受けることもできます。

※医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」です。実際にかかった医療費の総額や自己負担額などが記載されています。

従来の医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの1年間に本人またはその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費の合計額（保険金などで補填される部分を除きます）から10万円または総所得金額などの合計額の5%の金額のいずれか少ない方の金額を所得金額から控除することができます（最大限度額200万円）。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成29年度分確定申告より、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が開始されます。実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除きます）から1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）が控除されます。

なお、セルフメディケーション税制は、定期的に健康診断などを受けている人が、特定一般用医薬品等を購入した場合に受けることができます。

セイコップからの
ワンポイント
アドバイス



セルフメディケーション税制は、「医療費控除の特例」です。医療費控除の一部であるため、「従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することができない」点に注意しましょう。従来どおりの所得控除（医療費控除）を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けか、申告者本人が選択することになります。

☎ 町民税務課税務係 ☎ 46-1372

住宅借入金等特別控除の申告準備説明会

★住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や増改築などをした人を対象に「住宅借入金等特別控除の申告準備説明会」を開催します。

- 日時：12月20日（水）
①午前10時30分～正午 ②午後1時30分～3時
- 場所：ベイサイドアリーナ 文化交流ホール
（詳しくは、「広報南さんりく11月号」をご覧ください）



住宅借入金等特別控除は、個人が金融機関からの住宅ローンなどを利用して、居住用の家屋の新築もしくは取得または増改築などをした日から6カ月以内にその者の居住の用に供し、かつ、その年の12月31日まで引き続きその者の居住の用に供している場合において、毎年の年末時点のローン残高の一定割合をその年分の所得税額から控除する制度です。

なお、平成29年12月31日までに居住し、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合は、10年間で最大400万円（年間最大40万円）の控除が可能です。

また、平成21年から平成33年12月31日までの間に居住し、所得税額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合には、その差額が翌年度の住民税（所得割額）から控除されます。

所得税青色申告決算説明会

平成29年分所得税申告において青色申告をされる人を対象に、青色申告決算説明会を開催します。平成29年分確定申告に向けて、青色申告の決算の仕方などを説明しますので、ぜひご参加ください。

- 開催日：12月7日（木） ●時間：午後2時～3時30分
- 場所：ベイサイドアリーナ 文化交流ホール ●持ち物：筆記用具
- ☎ 気仙沼税務署 ☎ 22-6780（※音声案内に従い「2」番を選択してください）

* 今月の税 *

国民健康保険税…第7期
介護保険料…第6期
後期高齢者医療保険料…第6期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

口座振替日
12月25日(月)

納付期限
(平成30年)
1月4日(木)